

616

高度國防國家

所 研 研 資 亞 興

特 252

447



* 0055260000 *

0055260-000

特 252-447

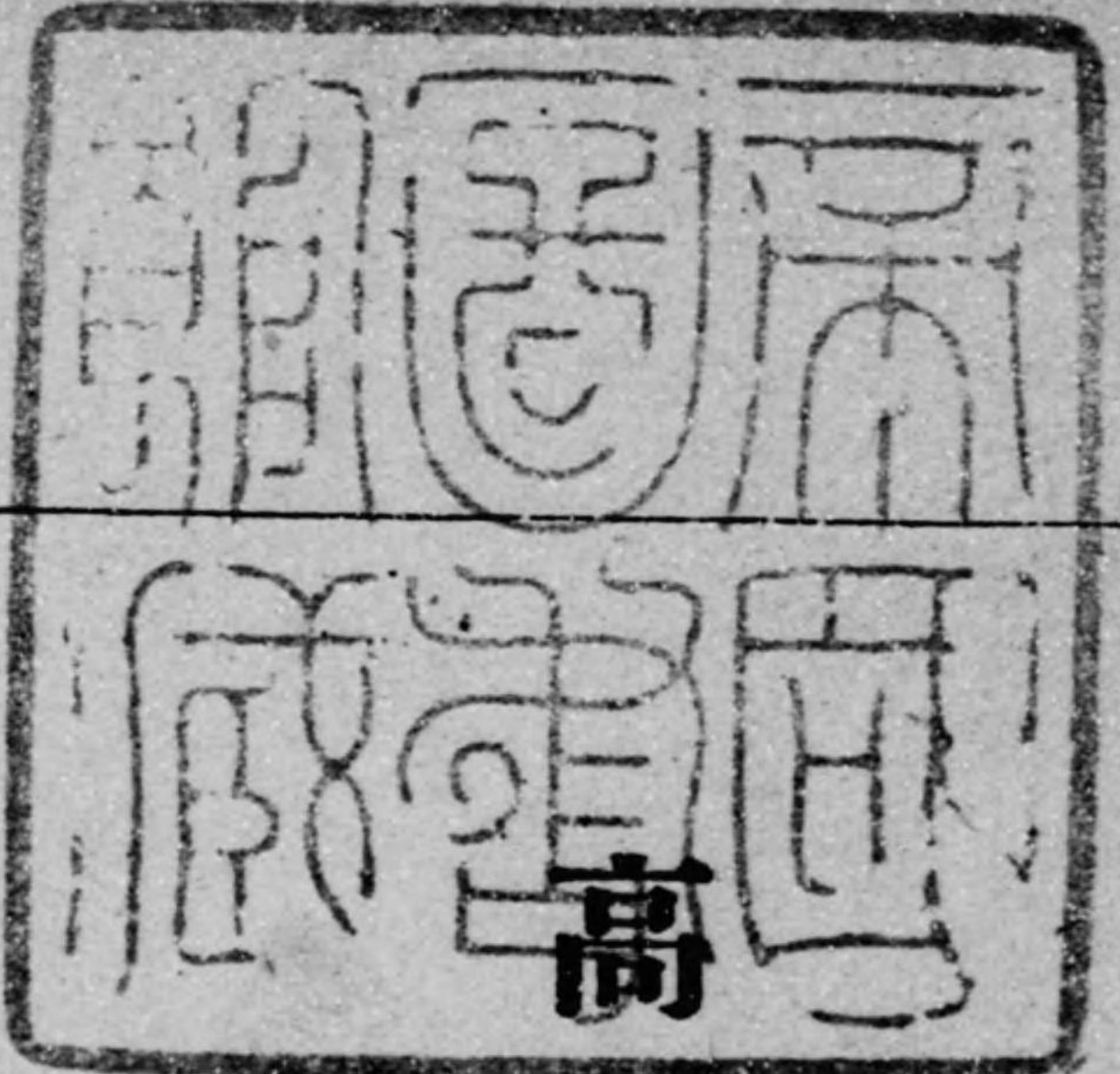
高度国防国家

興亞資料研究所

昭和 15

AJA

252
447



序

今や世界はまさに人類歴史の最大の史的變轉を遂げんとする破局に直面し、刻々その世界史的瞬間に近迫しつつある。この現實を直視するものは政治は寧ろ戦争の中に含まれる一の準備であり機能でしかあり得ないことを知るべきだ。

皇道世界維新戦の遂行！ これぞ日本の世界史的使命達成の要請する世紀に亘る不動の國是である。この世界維新の遂行こそ大和民族に課せられたる天の使命であり、人類の求めてやまざりし絶對平和の境地は、八紘一字を以てする皇道の大法によつてのみ完成される。世界維新のための序戦はすでに堂々と開始されて居るが、吾人は更に次に来るべきもの世界的決戦に必勝を期することが最大重要事である。

高度國防國家の建制！ 真の世界的決戦を國家總力的に作戦し、行動すべき寸刻の苟安を容るさざる現段階を吾々は全面的に自覺すべきである。總ゆる國策を戦鬪必勝に歸納せよ、軍の指導性を全面的に發揮し戦鬪指揮の勇斷を以て、速に高度國防國家を建制しなければならぬ。

昭和十五年十二月

興亞資料研究所・

目 次

高度國防國家の本義	五
戰場は交戦國民の全範囲に亘る	七
我が陸軍の先見「たたかひは創造の父」	八
支那事變一周年と軍指導精神の推進	一四
時局の重壓と國民生活問題	一九
統制強化と關相場の横行	二一
官治に對し自治形態への復興	二三
時局の歪曲と政治の反省	二七
殘業合理化——官廳文書の通達——不公平な米——奇怪な家族手當——官吏の役得——不正直者に炭——呆れた親心——官廳の無駄——廢品を作れ強調——豫算の混合戦	二九
東條陸相の重大發言	三九
軍部責任遂行の合理性	四三

高 度 國 防 國 家

高度國防國家の本義

新體制の目的とするところは、高度國防國家の建設にある。新體制そのものが目的ではなく究極目的は實にこの高度國防國家そのものに在る。それは如何に指導され推進されるか。歐洲戰爭の結果、飢餓と疲弊の底より窮屈獨逸を起し上らしめ、今日世界に雄飛する無敵獨逸國軍を建設したルーデンドルフ將軍の言ふ如く、政治が戰爭指導への奉仕に於て遂行さるべきものとして、國防國家建設母胎たる軍に求心したる指導精神の推進に由る。クラウゼウイツツの「戰爭論」は今や廢物となつて、ルーデンドルフ將軍の「デル・トターレ・クリーク」（總力戰）こそ現代戰の指導書である。この奔流は好むと好まざるに鬪らず滔々として流れる。況ん 5

や必勝と國家の興隆を念願するものにあつては、この事に無関心たり得ないこと。言ふまでも 6
ない。

國民も個々人も皆戦争が國民の生命維持の爲めに行はれることを確信する場合に於てのみ、全力を戦争實行の爲めに捧げるものである。某國が戦争を行ふ決心を爲すと共に、國防軍、經濟及び國民を、この戦争の指導に任すべき總帥の意圖する如く動かす準備が始められる。この準備即ち動員は周到、細密なる規定及び平時に於て豫め行はれ、且つ年々更新される準備に從つて遂行されるのである。然しそれは主として單に軍隊の動員、即ち在郷兵の召集、馬の徵發、常設部隊の戦時編成への改組、戦時に新設すべき部隊の編成、要塞の戦時警備、内地に於ける補充の事務、及び補充兵教育に從事すべき官衙軍隊の創設等に關する動員の準備作業等であるが、今日の準備作業は單にそれだけではなく、財政經濟の方面をも包含し、尙國民の生活及び給養にも及び、更らに國民の精神的團結の維持に關する方針をも定める。要するに國民各人は、その軍隊に屬すると、家に留るとに論なく、肉體及び精神の力を擧げて悉く戦争實行の用に供

するといふことには變化はない。

戦場は交戦國民の全範圍に亘る

戦争學者のクラウゼウイツツがフリードリヒ大王の戦争及びナポレオン時代の戦争の經驗に基づき、約百年前に著した「戦爭論」の中に「戦争は一國が他國をして自己の意思に屈服せしむる爲めの強制威力行爲である」と說いてゐる點は、正に當を得たものである。而して彼はこの目標達成に關し考察するに方り、單に會戦及び戰鬪に依る敵戦鬪力の殲滅だけを考へてゐる。爾來それが戦争指導の不動の鐵則となり、それを顧慮することが第一の任務であつた。クラウゼウイツツ以後、即ち爾後約百年の間に戦争の本質が變化したと同様に、政治と戦争指導との關係も變り、從つて特に政治自體も亦變らざるを得なかつた。今日の戦場は文字通り交戦國民の全範圍に亘る。何處から陸海軍の力が始まり、何處で國民の力が終るかといふ事は、最早限界がつけられなくなつた。軍と國民とは一體となつた。交戦は昔に軍隊のみでなく、一般國民 7

も亦各部分により程度の差こそあれ、直接敵の戦闘行為の対象となり、又間接には食糧封鎖や宣傳等によつて共に戦禍に苦しむことは、恰も往時攻囲下の要塞地住民が、武力の壓迫と窮乏により開城を強要せられた例に似た所がある。即ち總力戦は昔に軍隊のみでなく、直接國民に對しても指向せられるのである。この事は何等の假借なき明白なる現實で、人智の及ぶ限りの戦争手段がこの現實の爲めに用ひられ、又用ひらるべきである。お前がお前なら俺も俺だ——といふ俚言は、また總力戦に於て始めてびつたりと當て嵌る。このことが總ての參戰國民に總力戦といふ強力な緊張を起させる。

我が陸軍の先見「たたかひは創造の父」

昭和九年十月十日陸軍省發行の「國防の本義と其強化の提唱」は、軍が持つ廣義國防の意義を究明し、以つて全國民の絶大なる同感共鳴を以つて期待されたものであり、國防國家完成のためにには軍としては當然國民生活の全般に亘り「無關心たり得ざる」點を明らかにしたもので

ある。

「たたかひ」は創造の父、文化の母である。試煉の個人に於ける、競争の國家に於ける、齊しく夫々の生命の生成發展、文化創造の動機であり刺戟である。茲に謂ふ「たたかひ」は人々相剋し、國々相食む、容赦なき兇兵乃至暴殄ではない。この意味のたたかひは霸道、野望に伴ふ必然の歸結であり、萬有に生命を認め、その限りなき生成化育に參じ、發展向上に與ることを天與の使命と確信する我が民族、我が國家の斷じて取らぬ所である。此の正義の追求、創造の努力を妨げんとする野望、霸道の障害を駕籠、馴致して遂に柔和忍辱の和魂に化成し、蕩々坦々の皇道に合體せしむることが、皇國に與へられた使命であり、皇軍の負擔すべき重責である。たたかひをして此の域まで導かしむるもの、これ即ち我が國防の使命である。

戰ひと國防の意義を極めて大膽率直に闡明して居る。この透徹した戦争理念の確把こそ今日いふ高度國防國家形成の基礎原理である。而して國防國策は如何にして強化すべきであるかに關し (一) 國防の組織 (二) 國防と國內問題 (三) 國防と思想 (四) 國防と武力 (五) 國防と

經濟の五項目に亘り詳述して國民的一大覺醒を促し「國防國策とは國家の有する國防要素をば

國防目的のために組織運營する政策である」として居る。就中國内問題處理に對する考案は、

今日政治の中心課題として取扱はれつつあるものを、早くも當時の世状の中に次の如く看破して居る。

一、國民生活の安定

人的要素を充實培養し、學國一致の實を擧げんためには、國民全部をして齊しく慶福を享有せしめねばならぬ。國民の一部のみが經濟上の利益特に不勞所得を享有し、國民の大部が塗炭の苦しみを嘗め、延いては階級的對立を生ずる如き事實ありとせば、一般國策上は勿論のこと國防の見地よりして看過し得ざる問題である。之がため國民が等しく利己的個人主義的觀念より脫却し、道義に基く全體的經濟觀念に覺醒し、速かに皇國の理想實現に適合する如き經濟機構の樹立に邁進することが望ましい。従つて苟も志あるの士は、その學者たると實業家たると

將た又朝にあると野に在るとを問はず、學國一致その對策を攻究し、之が實現を企圖せねばならぬ。國民生活に重大な問題は農山漁村の救濟である。

二、農山漁村の更生

現在農村窮迫の原因は世上種々述べられて居るが、今その主なるものを列舉すれば

- 1 農產物價格の不當並に不安定
- 2 生產品配給制度の不備
- 3 農業經營法の缺陷と過剩勞力利用の不適切
- 4 小作問題
- 5 公租公課等の農村負擔の加重と負債の増加
- 6 肥料の不廉
- 7 農村金融の不備（資本の都市集中）

8 精、絹糸價格の暴落

9 旱、水、風、雪、蟲害等自然的災害

10 農村に於ける誤れる卑農思想と中堅人物の缺乏

11 限度ある耕地に對する人口の過剰等

以上の如き諸原因は、彼此交錯して現時の如き農村の窮迫を來して居るのであるが、此等原因の大半は都市と農村との對立に歸納される。斯るが故に窮迫せる農村を救濟せんが爲めには、社會政策的對策は固より緊要であるが、都市と農村との相互依存と國民共榮共存の全體觀とに基き、經濟機構の改善、人口問題の解決等根本的の對策を講ずることが必要であり、農村自身の自律的なる勤勞心と、創造力の強化發展と相俟つて農村が眞底より更生せんことを希望して已まない。

三、創意、發明の組織

本件は國策上重要なこと勿論であるが、國防上の見地よりして、經濟的にも武力的にも極めて重要な意義を有することは明瞭である。之がため創意、發明に關する國家の全能力を動員し、之を科學的に組織し、その最大能率を發揮せしむることが望ましい。之が爲め一、科學的研究機關を統制し、合理化し、其の能率を向上し、經費を節約し、利用に便ならしむ。

二、發明を獎勵し、資金供給、研究機關の利用の道を拓き、特許制度に改善を加ふ。

等の施設が必要であらう。

昭和十年三月、日露戰役後三十周年記念日を迎ふるに方り陸軍では「非常時に對する國民の覺悟」と題するパンフレットに於て「國防なる文字は往昔に於ては専ら軍備を主體とし、武力戰を對象とする狹義の意味に用ひられて居た。然るに科學の異常なる發達と、人類生活の複雜化等は必然的に戰爭の規模と内容とを擴大せしめ、之が手段としては單に武力のみならず、政治、經濟、思想等を有機的に統合したる國力の發揮に俟たねばならなくなつた」とし、近代戰

に於ける勝利を必求するならば、一切のものを擧げて國防國家に集注しなければならぬことを

強調した。さらに昭和十三年七月七日支那事變一周年を迎ふるに當りては、この軍部貫流の指

導精神は一段と積極的に推進されて居る。・

支那事變一周年と軍指導精神の推進

抑も帝國が武力を揮ふのは、古來一貫して唯だ正義の爲のみである。即ち建國の大精神に隨ひ、破邪顯正の神劍を下すのに他ならずして、世界の如何なる戦争ともその本質目的を異にして居るのである。日清、日露戰役の如きも實に東洋平和のため敢然として降魔の利劍を揮つたものであることは周知の事實である。況して國力の著るしき進展に伴つては國力の向ふ所進んで邪惡を一掃し、洽く皇化を宣施すべき天業恢弘の聖戰を敢行しなければならぬ。一日之を怠らば必ずや邪惡の侵襲を見るのであつて、今日一見危殆に瀕しあらざるやの如き我が國防は啻にこの聖戰によつてのみ之を完了し得るのである。滿洲事變は實に此の意味に於ける力強き第

一步であつた。支那事變も亦必然にその繼續である。蓋し東亞の事態は、日清、日露兩戰役の頃以來累積せる國際的禍根によつて全く汚毒せられ、東洋の眞の平和を冀求する帝國の座視するに忍びざる状態に陥り、必然に爆發すべき運命に置かれて居たのである。建國以來八紘一宇の大精神に基き萬邦共和共存共榮の實を擧げて世界平和と人類の福祉とに貢献するを以て、不動の國是とする帝國は、その基礎として過去數十年來終始一貫東洋平和建設の爲に幾多の障礙を排除しつつ健闘をつづけて來たのである。而して現時に於ては日滿支の提携は東亞安定の絶對的要道であり、帝國不動の國是たるは謂ふまでもない。熟ら世界の情勢を大觀するに、歐洲大戰後の不合理なる制約の下に置かれた世界機構は思想、經濟の極端なる行詰りを招來して、列國間に近來特に激烈なる對立抗爭を生じ、世界は今や混沌たる不安の淵に足搔いて居るのである。この危機に備へて自國の安全を期する爲めに、列強はいづれも軍備を充實し、國力を養ひ、或は外交政略的の祕策を日も尙ほ足らざる状態であるが、その影響は必然に極東にも波及し、今次支那事變を繞る列強の動向も亦自ら之を暴露するものである。即ちソ聯邦が極力支那

を支援し且つ之が赤化に狂奔せるは、その信奉する共産主義思想によるものじ、彼れは過去の

帝國主義的乃至は資本主義的國家の缺陷に鑑み、眞に世界平和を期するには各國が悉くその國體と政體とを變革して共産主義化するにありとなして、極端なる政策を强行し、その誤れる妄想の實現を期して人類史上嘗てなき一大冒險を敢行しつつ全世界を攪亂に導きつつあるのである。之に對し獨伊兩國は、共産主義を以て人類並に世界文化の敵なりとして敢然として蹶起し、茲に全體主義に立脚する強力指導政治を以て之に對抗しこれが帝國と共に防共の樞軸を完成して世界の平和維持に貢献せることは周知のことである。然るに世界に斯る思想的對立の他に別に深刻なる經濟的の對立があり、所謂持てる國と持たざる國、現狀維持と現狀打破の兩勢力が單獨又は數ヶ國のブロツクを形成して互に拮抗しつつある。而もその間之等列國が悉く、自國の擁護發展のみを目的とし、或は唯物的見地に立つて道義を無視するの狀態にあつたならば、國際間の利害は衝突し、相刻摩擦はいよいよ激化して茲に一大禍亂を勃發するは必然のことと謂はねばならない。世界の各國はその國情殊に建國の根本方針よりして、最早や自國の安定は

固より現在の國際不安を打開して明朗なる世界平和を招來すべき方途については萬策盡き全くその資格を有せざる狀態にありと言ふも過言ではない。思ふに歐洲近代の各國家は多くは國民の利福を主とする民主主義に基き、その結果として幾多の行詰りを生じ、偶々獨逸・伊太利等の如き全體主義國家の出現は之が打開と覺醒とに至大の力をなせるも猶國際間の相刻對立を避け得ざる狀態に置かれてゐるのである。それは此等の國家の根本精神が自國の保持發展といふことを本義として居るからである。之に反し日本は開闢以來の初めより利害を超越したる絶対道に立てるものと謂ふべく、この世界に懸絶せる我が建國精神は、天壤無窮の神勅は固より、現實的には神武天皇の大詔の中にも「八紘一宇」の大精神となつて顯はれ、之が今日までの搖ぎなき國是となつて來て居るのである。即ち帝國は常に自ら正道を踏んで更に之を世界に宣布し、所謂八紘一宇の樂土建設を以て其使命とするのであつて、そこには侵略又は征服等の意味は毛頭あり得ない。實際問題としては國內にも種々の過誤を包藏し、國際關係に於ても利害を離れ得ないのであるが、建國の大精神に至つては本來純一無雜全く利害の外にあつて只管聖業

の貫徹を期するのみである。今次事變に對する聖戰は、即ちこの建國の大精神に基く聖業の非常

の現はれであつて、過誤邪惡の大なるものに對し破邪顯正の神威の發揚されたるものである。世界の各國が其の自利的國家方針に行詰りを生じ、此の世界的難局を招來せる今日、之を眞に打開匡救し得るものは最早や日本を措いては他にあり得ないのである。

以上引用した所によつても、陸軍不動の方針として現代戰遂行必勝の途は、軍としては國民生活の全般に亘り無關心たり得ないのみならず、積極的にこれを誘導して軍事目的達成のため編成しなければならぬことは、今さら言ふまでもないことである。隨つて全國民がその政策歸一を軍に求め、軍も又その指導權に對する自信と責任との歸結すること、これ又當然の理である。この軍の指導性を充分發揮し國民も又全幅の信賴を捧げて遂行したのは、斯の滿洲事變であつた。然るに往時に較べては格段の相違ある國難急語される今日に於て、何を指しても戰爭必勝の要素たる軍部中心主義が、一段と推進されることを要請されて居り、今や全國民の視聽

が新體制の完成に集中されて居る時、我々國民の率直なる希望をいふならば、此秋此際こそ軍部は挺身全責任を負ふて、新體制がその目的する高度國防國家建設の推進力となり、中心となつて大活動を爲すべき時であると考へるのである。

時局の重壓と國民生活問題

試みに萬人ひとしく痛感して居る生活問題の一斷面を摘出して見よう。

嘗て軍部が最も關心を持ち、國民から全面的信賴をかけられた「國民生活安定」に觸れるごととしよう。軍の抱懷する國防國家の建設——總力戰の目標は、その實を擧げるためには「國民全部をして齊しく慶福を享有せしめねばならぬ」と言ひ「國民の一部のみが經濟上の利益特に不勞所得を享有し國民の大部が塗炭の苦しみを嘗め延いては階級的對立を生ずる如き事實ありとせば、一般國策上は勿論國防の見地よりして看過し得ざる問題である」と断じて居る。然るに今日の政狀如何といふに、國民の一部のみ(特に時局産業者)時局の恩惠を受けて居るが、

の貫徹を期するのみである。今次事變に對する聖戰は、即ちこの建國の大精神に基く聖業の非

常の現はれであつて、過誤邪惡の大なるものに對し破邪顯正の神威の發揚されたるものであ

る。世界の各國が其の自利的國家方針に行詰りを生じ、此の世界的難局を招來せる今日、之を
眞に打開匡救し得るものは最早や日本を指いては他にあり得ないのである。

以上引用した所によつても、陸軍不動の方針として現代戰遂行必勝の途は、軍としては國民
生活の全般に亘り無關心たり得ないのみならず、積極的にこれを誘導して軍事目的達成のため
編成しなければならぬことは、今さら言ふまでもないことである。隨つて全國民がその政策歸
一を軍に求め、軍も又その指導權に對する自信と責任との歸結すること、これ又當然の理であ
る。この軍の指導性を充分發揮し國民も又全幅の信賴を捧げて遂行したのは、斯の滿洲事變で
あつた。然るに往時に較べては格段の相違ある國難急語される今日に於て、何を指いても戰爭
必勝の要素たる軍部中心主義が、一段と推進されることを要請されて居り、今や全國民の視聽

が新體制の完成に集中されて居る時、我々國民の率直なる希望をいふならば、此秋此際こそ軍
部は挺身全責任を負ふて、新體制がその目的する高度國防國家建設の推進力となり、中心とな
つて大活動を爲すべき時であると考へるのである。

時局の重壓と國民生活問題

試みに萬人ひとしく痛感して居る生活問題の一斷面を摘出して見よう。

嘗て軍部が最も關心を持ち、國民から全面的信賴をかけられた「國民生活安定」に觸れるこ
ととしよう。軍の抱懷する國防國家の建設——總力戰の目標は、その實を擧げるためには「國
民全部をして齊しく慶福を享有せしめねばならぬ」と言ひ「國民の一部のみが經濟上の利益特
に不勞所得を享有し國民の大部が塗炭の苦しみを嘗め延いては階級的對立を生ずる如き事實あ
りとせば、一般國策上は勿論國防の見地よりして看過し得ざる問題である」と断じて居る。然
るに今日の政狀如何といふに、國民の一部のみ(特に時局産業者)時局の恩惠を受けて居るが、

これが反面、大陸に、南方に於ける戰線に聖血を捧げつつある犠牲の賜であることを思ふべき

20

であり、同時にさらに潜思すべきことは、これらの犠牲者を我家から出し、國家のためとあらば尙ほ進んで自家傳來の職業をも棒に振りても潔しとする中小商工業者及び小農の捨身報國の賜である。戰爭は斷じて一人の利得者をも出す可からずとするところに、嚴乎たる眞理があるが、かかる偏傾利得を攫取しながら、彼等の國家奉公の熱意は如何であるか？ 某々財閥は今期決算純益四千萬圓と誇稱し、その他時局俄成金の輩出は豪を競ひ華を争ふ。殊にそのマンモニズムの本性を露骨に發揮せるものは財閥であり、僅かの會社經理統制令に對してさへ、その奉公をしぶり、財界を煽動して政府に迫りその寛和を強要するが如き、依然たる自由主義根性を露骨に發揮して居るのである。軍部が六年前に假想した「國民の一部のみが經濟上の利益を享有し國民の大部が塗炭の苦しみを嘗める」ことが、今日只今、日本の現實として萬民ひとりく味はひとつある所ではないか。これは軍部の意思たる「國民全部をして齊しく慶福を享有せしめる所以」ではないのである。隨つて軍部は當時の聲明の如く「一般國策上には勿論國防の

見地よりして看過し得ざる問題」となつて來て居る。

統制強化と闇相場の横行

一例を闇相場公行の事實に採つて見よう。闇の本源は○○自體であり、今日各○○の裏庭や倉庫を見るべし、昨冬の燃料飢餓の時、ぬくくと焚くことの出來たものは之等○○であり、昨年の買溜が殘骸を晒して尙ほ今年に持越されて居る現状ではないか。隨つてこの消息に通ずる××人共は、その家庭に縁の下或は押入れ等にまで隠匿して、これ又持越炭を有して居る。最近、中央地方に亘る官公吏の瀆職事件の激増は、實に枚舉するに遑なく、その惡性眼に餘るものがあるではない乎。その他富豪、貴族の徒に至つては、すでに數年間の買溜をして居るもの頗る多いと傳へられる。かうした風潮が、戰爭遂行のさ中に於て公然として銃後同胞間に行はれることとして默認出来ることであらうか？ 統制強化——闇相場激増、この矛盾は闇相場、買溜しない國民に對する信賞の明らかならざるに原因して居る。

昭和十三年七月經濟警察設置以來、昭和十五年七月迄の二ヶ年間の^中取引犯罪數は次の如き

22

ものである。

(一) 説諭以上

六十四萬三千七百八件

六十五萬三千四百十八人

(二) 送局せる者

五萬九千三十三件

七萬八千四百二十人

(三) 處罰決定

體刑 四百三十人

罰金 一萬七千二百七十三人

以上の如く二年間の闇取引檢舉數は六十五萬三千四百十八人の多數に上つて居るが、本年一

月以降の僅か七ヶ月間が、二ヶ年間全數の半數以上の三十餘萬人であることを思ふたら、全く
驟然たるものがあり、さらに注意事項を含めると實に四百萬件を突破する状況にあるといふの
では、まさに全國闇の世の中といつても過言ではない。殊に輦轂の下帝都に於て之等闇取引激
増のため檢事局では檢事の増員を行ひ、さらにその勤務時間まで延長しなければならぬ状態に
立到つたことは、新體制下の變態逆行現象である。殊に最近これら犯罪の大物が財界の巨頭で
あり官吏であつたり公吏であつたりして、その職權を濫用悪用した瀆職事件の頻發は、そもそも
も何ごとを暗示するであらうか。

官治に對し自治形態への復興

軍部が最も關心を注ぐ「國民生活の安定」は、國民全部をして齊しく慶福を享有せしめねば
ならぬ——といふ理念に出發する。そしてそれが爲めには勢ひ自由主義的・利益主義的經濟機
構の改善を要求されるが、更に遡つてはそれが改善を要請する行政機構——政治組織そのも

のの改革をしなければならぬ。明治以來、日本の傳統的政局原則たる自治形態は、僻村に至る

まで殆んど破壊された。我國古來の政治形態は自治を本旨とした。自治は各人が自己を治むることである。大政翼賛會が今日聲を大にして叫ぶ臣道實踐と謂ひ、職域奉公と謂ひ、公益優先といふ事も、結局歸する根源は自治精神に在る。この自ら治むる獨立人が相共同して生活を完ふする所に興隆國家の原動力がある。古來我國の政治は一貫して自治に則つて來た。明治維新は徳川の官治の崩壊であつたから、當然古來の自治に歸るべきであつたが、事實は却つて徳川以上の官治に陥り、徳川時代には尙一脈自治の傳統が郷邑に残されてあつたが、明治になつて悉く官僚の手に歸し、遂に僅か七十餘年にして今日みるが如き行詰りに逢着し、五戸制度、隣組の復活を今や聲を大にして叫ばねばならぬ状態を呈したのである。明治維新は表面大なる變革を生じたやうであるが、實質的には皇政復古の業成らずして徳川に代るに薩長の官僚政治が生れ、外國文化を容れて新装した官僚政治が造り上げられた。彼等は五箇條の御誓文の御趣旨に反し、又地租改正の詔に「賦に厚薄の弊なく民に逸労の偏なからしめよ」と示されたにも

拘はらず、自己の權勢慾と周囲の因縁により、不公平なる制度を作つて弊害を助長し、今日みるが如き土地の兼併と農村の窮迫を來した。次で維新功臣を華族に列し、階級秩序を立て、歐米の翻譯法制を以て自己階級の位置を固め、維新の意氣は全く没却され、世は淺薄なる文明開化を謳歌するに至り、徳川幕府の弊習は除かれずして、新たなる弊根が明治官僚の手によつて播かれたのである。殊にその市町村制は、所有權を基調として財産の保護に周到なる注意を拂ひ、自治の名を與へてその實を奪つた。即ち人民の中で財産の有無により選舉權に區別を附し、以て一般民衆を自治體から離隔し、又町村自治體の役員を無給の名譽職としたために、貧民は全く政治に與らず、有產無職の浮浪階級に政治が移つて職業政治家の端を發した。かくして地方自治の體系はその最後の末梢體をも破壊し去り、我國歴史上嘗て見たことのない官治制度が出來上つたのである。さらに所有權萬能の營利主義の結果は、資本家が生れ、政治上の權力者との結託により一國の資源たる土地、原料から輸送機關・金融機關、鑛山、漁場等の大部分に至るまで一部少數資本家の手に占有せられ、國民の生活資源が兼併された結果は貧富の差

が益々大となり、一般民衆の生活は脅威されるに至つた。かうして不勞所得者と特權官僚階級

とが結託し民意を代表すべく設けられた議會も政黨も何時しか官僚化し、官僚—政黨—資本家

の三者一體の官治支配の下に、國民大衆は塗炭の苦しみを受くるに至つた。官僚の同化力は極めて大にして、民衆の自治を奪へば議會の構成分子も官僚、財閥及び其走狗たる浮浪職業政治家となるべく、又彼等は官學を興して官僚階級の養成に努め、官僚學者によつて官僚學を作り上げた。而してこれら支配階級は階級内を結ぶに姻戚關係を以てし、徳川が其家を守るため三百年間人民を犠牲にして來たやうに、彼等は自己階級を守る爲めに、人民の自治権を奪つて官僚の手に移し、爾來官衙の數は日に月に増大し、局課は倍々殖え官公吏の數は今や數百萬と謂はれそれに費す國費また十數億圓に達して居る。彼等が如何に自己主義を露骨に發揮したかは大正昭和に及んでいよく徹底し、行政整理に反対し減俸に反対し、騒動ストライキの張本となり、今日に至つては國家の中堅階級たる中小商工業者、小農の没落を冷視しつつ、お手盛りの時局増俸を爲しつつ減私奉公を叫びつつあるものがある。斯くの如き官治の發達は、獨り地徒らに幻影を追ふに過ぎぬ。

方の財政的負擔を増加させ、轉失業者の増出を激成するのみならず、國民の自主的活動、連帶責任觀念の發達を阻害し、個人主義的傾向に追ひやつて居るのであり、自治に徹しない天下り的隣保組合が、今日買溜の元締、切符誤間化しの本元であり、個人主義・利己主義最後の城砦として存在して居るその本態を究明すべきである。これらに抜本的改革を加へ、新しい高度國防感に出發した國策中心主義、公益中心主等に再建しなければ徹底的「闇」の撲滅は出來ず、徒らに幻影を追ふに過ぎぬ。

時局の歪曲面と政治の反省

東條陸相が、その就任に當り、電撃的事務處理を訓示し、また近くは官界新體制に關する示唆的發言は、歸する所官治弊害に對する自治組織の必要を說いたものに外ならぬ。

自治の出發點は、個人の治己にあり各人自ら治め、それが一家から隣保に及び、隣保から郷邑に、遂に一郡、一縣、一國に及ぶものである。かうした自治が各人自ら治むることから次第

に發展して行くためには、そこに各人の自治を共同的ならしむる紐帶がなければならぬ。これ

は人間生存の慾求と、子孫を存續せしめんとする慾求及び親子兄弟夫婦の情等は皆同じもので、この全人類に共通したる點より結ばれるから遂に自己に出發して一國に及び全世界に擴げることが出来るのである。従つて自治組織の紐帶となるものは人類の共通性である。衣食住男女の慾求を遂げ、死亡貧苦を避けんとする自然の情は、慶福を相共にし、艱難相救ふの心となり、同情心は遂に犠牲心となつて郷邑相結ぶに至る。かうして相互が生活を全うし、その情を盡すためには利己であつては成立たぬ。誤れる自由思想は他の自由を害するものである。かくて人の純情から發した相互的風習が遂に例をなし、進んで禮となり法となる。四海同仁、八紘一宇といふことは、利己的な邪心を祓清した共榮觀念の固成にある。

軍部の國民生活安定に關する、政治的建設が官界新體制にあることは、よくその眞相を衝いたものと言はねばならぬ。

官僚政治が齎らした、時局の歪曲面として巷に氾濫する怨嗟の聲を掲出して参考に資しやう。

「その一」 残業合理化

私の役所では從來残業をやつて居る。然し全部の課ではなく特定の課だけだ、たまに全部が残業をやる場合でも各課の時間が甚だしく相違する、そこに問題が起る。残業手當の出る工場會社と違ひ無報酬の官吏に取つてはこの差別が健康的にも心理的にも大問題だ。私は最近上司に「かかる差別は畢竟人員の配置宜しきを得ない結果ではないか」と意見を言つた。それに対し上司は「その通りだが結局各課別割據主義だから人員の融通とか移動とかは絶対不可能だ、新體制下に於ては不平を言はず命ぜられた事務に専念すれば良いのだ」と。戰時下の勞力不足の折柄決して残業を嫌ふのではない。然し上司は新體制と事務の合理化を混同して居るのだ。一官廳の仕事は全職員が公平に分擔して始めて合理的であり、又全體主義の理念に合するのだ。内部の割據主義のために事務の合理化が出來ないと言ひながら、敢て新體制を言ふその舊體制振りはひどすぎる。この新體制逆用者を排してからでなければ官廳に新體制は入つて來ない。(下意上達を希ふ小役人)

「その二」官廳文書の通達

新聞や雑誌によつて國民はとうの昔に知り、且つ實行してゐる結婚・葬儀等に於ける虛禮廢止の通牒であるが、この通達は次官會議で決定九月十二日附内務大臣から丙一三〇三號で東京府知事に發せられ、十月二十二日になつて府國民精神總動員實行部長から、第五一二號で市長に發し、町會長の手許に届いたのが十一月十五日である。實に二箇月と三日で上意下達したわけで、しかもそれが同じ東京で中央官廳の文書が二箇月もかかるから、僻地の町村長に届く期間は一寸想像出來ぬ程である。丁度東京驛から上野に行く人が新宿で道草を食つてゐると何等變るところがない。（△△生）

「その三」不公平な米

いま國民生活の安定が叫ばれて居る、しかしながら安定どころか大不安である。最近私は止むを得ない事情のため、郊外に移住するやうになつたのであるが移住先の米屋に行つたところ、一回二升より賣らぬといふ。どの程度にその店に米があるか知らぬし、こんな時代だか

ら致し方もあるまいと思はれもするが、その米たるや粉米なのである。そしてこれは又一升四十二錢の賣値である。私たちはお互に陛下の赤子でありお互に温かい心情で相助け合はねばならぬのに、かうした不公平な話といふものがあるだらうか。その粉米も満足な米の中に粉米が混るといふならまだよい、全然粉米ばかりなのだ。味も何もあつたものではない、味など考へるのは贅澤だといふのだらうか、しかし萬人が皆このやうな粉米を喰べてゐるのではあるまい。私たちには子供が三人居る。末はまだ二つだ。自分の子供、日本の子供にはせめてもう少し味のある米の飯を喰はせたいと思ふのは親心であらう。それに一度行つて二升だから、三日にあげず米屋に通はねばならぬのだ。愚妻は内職までして居る私の家の状態だから、時間の不經濟である。何んとかしてもう少し公平な配給は出來ぬものだらうか。

「その四」奇怪な家族手當

親父は數人の子供を殖した。親父の收入に合せて手當も貰つた。ところが、その親父が死ね

ば「生めよ殖せよ!」の國家の責任も終つたのであらうか。殘された家族の扶養は若い戸主

32

の上に法律的にも道徳的にも義務として課せられる。しかも若い戸主には自分の子供でないとの理由で手當は支給されない。苦勞はしても親は子供を育てるために慰樂を感じて來たであらう。しかし若い戸主にそれを要求することは無理だ。結婚を奨励しても若い戸主は結婚が出來ない。自分よりも生活に餘裕ある親達が家族手當を貰つて居るのは、若い戸主に取つては残酷だ。父なき獨身官吏の幼き弟妹は同じ扶養家族でありながら、一方はその子供なるが故に支給され、一方はその弟妹なるが故に支給されない。かかる事の不合理なることは自明の理である。否な貧しき獨身戸主なればこそ、なほ更ら家族手當支給の必要あるべき筈ではないか。同じ年頃の同僚中には、國元より送金を受けて結婚生活を營むものあるに反し、彼等は幼にして父を失ひ、多くの幼なき弟妹を抱へて貧しさと鬱ひ、自己の結婚を願る遑もないのである。その幸福なる者に手當あり、然らざる者に手當なし。

(一雇員)

〔その五〕官吏の役場

自分の親戚に米穀商を營んで居る者がある。一日自分がその家に滞在して居る時、電話がかかつて來た。それは××官舎からで米を持つて來いといふのであつた。そこで早速小僧が若干を持参したところ「この米はいつも違ふから持つて歸れ」と奥さんから叱られて歸店した。米は七分搗の混合米である。店主はすぐ自ら内地米のみの精白（七分搗に非ず）を持参の上、自分が不在中小僧が誤つて持参しましたのでと、お詫びして納めて來た事實がある。その近所の△△官舎も矢張り純内地米だ。店主にこの時節なぜそういう事をするのか、一切平等でなければならぬではないかといふと、店主は曰く、斯うせぬと商賣が立ち行かぬ、世の中は底に底があつてねと答へた。節米々々と喧しく言ふ官吏が權柄づくでひそかに精白米を食つてゐるとは何事だ。自分は他の事は知らないが、只この米のことだけでも、上層部の人々は恐らく何をしてゐるかわからないといふやうな氣がしたのである。農民の所有米は定められたものの以外は、すべて政府買上げの供出米として出せと命じて置きながら、それらの

指揮監督の立場にある人達が未だに「役得」とやらをやつてゐてよいのか。率先垂範に對して白米官人は切腹者である。(一憂國生)

〔その六〕不正直者に炭

我町會でも待望の木炭配給が開始されました。しかしそれにつき組長として當局に御一考をお願ひしたいことがあります。それは隣組員に「不正直な者が勝ちだ」といふ觀念を植付けたことです。今回の配給方法では瓦斯の有無、人員の多少に關係なしに九月十五日現在手持高調査に、五貫匁以上あると正直に申告した所帶には一貫も配給が無いのです。しかし實際に二ヶ月も過ぎた今日、瓦斯なき家庭で五貫や六貫の手持高が今日残つてゐるでせうか。後で聞いたことですが、二俵も三俵もあるのに「無」と申告した家が今度配給を受けて居ります。炭がない爲めタドンや豆炭でからくも炊事して居る組員は、常會や組長が日常正直に申告しませうからといふから、悪いのだ、これからは嘘をついた方が得だなどと陰で話してゐるそうです。新體制下時局を認識してゐない組員だとお叱りを受けるかも知れませんが、金

で炭を買へない今日、瓦斯のない家庭が特配に漏れ、又はじめての切符に漏れるのでは、腹立たしさと心細さは實際察しられます。(一隣組長)

〔その七〕呆れた親心

必要量の木炭の確保——今冬木炭の心配なし——と、秋風の立つ頃から新聞に度々現はれた木炭記事に、一家の主婦たちは勿論、木炭の値段も知らずにゐた亭主から、小學校の子供までが安心して來た。それがさて初冬を迎へた昨今、心配なしどころか、不安に震へ上る始末だ。九月の手持量調べの時、小生一家は正直に手持量約四貫匁と記して置いた、ところが十二月の配給では申告の際「全然無し」と届けたものに限られたといふので、小生一家には配給がなかつた。斷つてをくが小生の家にはガスがないので日日の炊事に木炭を必要とする。四貫匁の炭はとづくに消費して近頃は不燃焼の煉炭と高價な薪で暮して居る。九月の手持四貫匁を床の間に飾つて眺めて居るわけではないのだ。それを十一月中ば過ぎまで手持ありとでも思つてゐるのか。官廳仕事の馬鹿々々しさを憤る前に、現状のまま寒い十二月を迎へ

るのかと思へば、電柱や街路樹までが「燃料」に見えて来る。さき頃は「正月餅の心配無し」

と來たが、どうせ「晝餅さ」と諦觀出来る程の悟りも出來て居る。この種の發表は當局の氣休め策か、新聞のお先走りかは知らぬが兎に角この手には乗りたくない。百の翼賛會より一の實行によつて國民を信賴させることを、今日の政治は忘れて居る。小生の住む一廓は五十數ヶ世帯だが、今度の配給は八俵だといふ。これは寧ろ國民に對する侮辱である。生産地に木炭が出來ても輸送能力を計算に入れなかつたり、一時逃れの對策を當局の「温かい親心」とは呆れ返つたことだ。日常生活の小事にすら信賴出來ぬやり方では、如何に政府笛吹けども國民は斷じて國策踊りはやらぬ。（火野無平）

〔その八〕官廳の無駄

先日某官廳で數百名の從業員の慰安會として、園遊會を催した。晝食として山で飯を炊き薩摩汁をつくつた。ところが其日は祭日で各地で種々の催し物があり、園遊會の參加者が約半數であつた。従つて豫定の食物は半分餘る勘定だつた。ところがそれを承知で世話方は豫定

の白米を全部炊き上げた。勿論御飯は大釜で四杯、白米で約四斗残つた。薩摩汁も同様殘つた。世話方は仕方なく残つた御飯を近所の細民小屋へ與へた。僅かの細民が四斗もの白い御飯を貰つて、どう仕末したかは知らない。薩摩汁は川へ流された。食糧問題の喧ましい折柄、無駄を承知で行はれただけに、又地方民の上に立つ官吏といふだけに一層問題となる。この事實を農家の人が見たらどんな氣がするだらう。取つた豫算は是が非でも、使はねばといふのが慣例になつて居る官廳とはいへ、こんな勿體ないことが、この非常時にあつてよいものだらうか。豫算は貰つたが豫定した費途がなくなつたから、使はずに返すといふ當然の方法が何故とられないのだらうか。（△△生）

〔その九〕廢品を造れ強制

この頃毎月婦人會の幹事の方が廢品蒐集に來られる。まことに結構なことであるが、私どもは廢品を作らぬ生活が肝要だと考へ、かつそれを實行して居るので、近ごろ立派な廢品を差し出すことが出來ない。ところが最近ではそんな時には神佛のお供物の用具でも出してくれと

強要されます。こうして祖先崇祖の念や敬神觀念を抹殺して行きます。私どもの考へでは廢品は集らぬ方が誇りらしいと思ふのだけれど、どうやら幹事さんは廢品の集り方の少ないのを苦にして居られるらしい。これは履き違ひではないでせうか。（山間婦人）

「その十」豫算の泥合戦

陸海軍及び鐵道を除く各省の明年度通常豫算の第一次査定は去る二十一日で終了、大藏省から内示された如く新規豫算は殆んど全滅に近い抹殺ぶりに内務省の如きは二十三、二十四日の休日も登廳して局議を開いたり省議を行つて對策を協議するといつた有様兎も角各省とも第一次査定では納得が出来ず一兩日中には大藏省に對して全面的復活要求を提出して第二次査定を待ちその結果によつて更に當局者間で折衝を重ね削つたり認めたりするまで夜店のバナナのやうな取引を一週間も續けることになる。然も此間地方から上京する陳情團は血眼で各省の廊下に氾濫する。これが豫算をめぐる毎年の例でもあり今年も又同様の現象を見せて居る。陳情團の費用も莫大なものだらうし事務の能率が著しく低下するのも事實である。

一億國民が臣道實踐を目指して眞剣の歩みを一步踏み出したといふのにお役所は依然舊體制の殼を脱し切れずにあるのだと非難されても止むを得ないのでなからうか。

大藏省主計局長談 資材の關係もあり重點主義によつて今度の査定は昨年以上に辛くした。削られる方から見れば大藏省は何でも斯でも削らなければならぬ様に思つて居ると見えるかも知れぬが、こちらには又こちらの立場があり中々難かしい問題だ。第一各省そのものがあるの局の要求を容れるなら、此局の要求も認めてやらなければならぬといふ工合に、なから纏りがつかず結局大きな豫算になるのが實情ではないのだらうか。勿論こんな豫算分捕戦はお互に反省すべきことであり、本當に自肅出來れば一聲で決まることがだが、實際上はどうにもならぬことだ。

東條陸相の重大發言

東條陸相はその新任に當り、七月二十六日陸軍省内第一會議室に省内の全將校、直轄部隊長

國際政局が世紀の大轉換に直面し、内外の情勢は變轉極まりなき姿を以て急テンポで動いて居るが故に、この激流に歩調を合せて國家の前途を前進せしめるためには、軍官民全體を通じて新時代に乗り出したといふ新しい認識を持たねばならぬことを痛感する。國內一般の通弊と認められてゐるのは徒らに前例舊慣に拘泥して時局の要求に合しないことであり、またその結果事務の緩急を誤り機會を逸することであると考へる。この歴史の大轉換期に當り軍は率先して軍政事務の處理に一大刷新を圖り自ら範を國民に垂るべきであるとの見地から今回この訓示を爲すこと考へた。軍は百般のこと、戰鬪を以て建前とする。陣頭指揮の決心を以てこの轉換期に處せねばならぬ。前例舊慣への拘泥、事務の緩急誤斷は單に軍のみの弊害でなく、國民一般の弊害である。一日の偷安は平時百年の懈怠に匹敵する。千萬の論議は唯一つの實踐に如かない。課長のところで決裁出來ずば局長に決裁を求めよ、また進んで次官、大臣のところに決裁を求め、全軍をあげて軍政の電擊處理に當るべし。

とした。いまその要旨を左に摘記しよう。

一、事務は企圖を達成するための手段であり企圖のため實現を害する如きことは本末を顛倒するも甚しきものである。宜しく自己の職權と責任とを明らかに認識し身を以て事に當り所謂陣頭指揮により電擊的事務處理を圖ることこそ軍政事務處理の本來の姿であることを肝銘せねばならぬ。

二、條規の解釋にあたつては宜しくその精神を擱んで時世の要求に合致する如く活用しなければならぬ、徒らに前例舊慣に捉はれ時代の要求に眼を覆ふが如きは最も忌むべきことである。

三、大局を遠觀して目的を確認し誠實を以てこれが達成に邁進し、茲にはじめて圓滑迅速に事務を處理することが出来る、偏見と我執に捉はれ意志強固なりと自惚れてはならぬ、又常に事態の推移を見透し不斷の研究と事前の準備を整へて置くことは事務の電擊的處理に缺くべからざる要件である。

四、上下の意思疎通し左右相携へ暖かき情誼の脈絡を保ち、互に十分事態の真相を知り合

42

ふことは事務促進の基調である。

五、部局割據の弊を清算せねばならぬ。部局は勿論尊重すべきではあるが單に小乘的慾念に出發して部局の權限擴張、面目保持に捉はれ事務を滯滯せしむる如きは嚴に改むべきである。

六、論議久しきに亘つて決せず爲に方針明示の機會を逸し或は上司の既に決裁したる事項を尙ほ論議して實行を躊躇する如きは速かに一掃を要する病根である。

七、幹部の人少と時局の重大複雜化に伴ふ事務の激増とに對處するため努力の倍加、無駄の排除、事務案件の分配整理等能力の向上を圖らねばならぬ。

八、恒例的の事務は即日これを決行し又創設的、改善的の事務は機に遅れざる様處理すべし。

十月二十五日の定例閣議の席上に於て陸相は國民の士氣昂揚に關する注目すべき發言を行つ

た。曰く

最近經濟閣僚懇談會に於てとり上げられる志氣振作、民心明朗の對策につきては軍としても長期戦下において喫緊の事項と認めある次第にして、特に最近末稍方面における些細なる干渉等の結果積極的協力の念を喪失せしめ却つて民心を沈滯せしめるの傾向なきにしもあらざるを以て、この際國民をして諷刺たる氣分を以てこの時局に邁進せしむることに關し政府に於て適切明快なる施策を講ぜられんことを望む、尤も右は決して安逸遊惰を許すの意にあらずしてあく迄も質實剛健の風により國民精神を躍動せしむるものたるべきこと勿論にしてこの點特に誤解なからしむることを要すべし。

軍部責任遂行の合理性

國民をして政治不信に陥れることは如何なる場合と雖も斷じて不可であるが、今日の如き未曾有の國難に直面せる時に於ては、さらに大なる關心を持つて政治に對する信賴を高度に振作

43

すべき秋である。東條陸相の（一）事務簡捷と電撃處理の訓示（二）國民士氣作興の提議は、首尾一貫した官界新體制を示唆するものであり政治の明朗化による國民の政治信賴を目的したものと我々は受取るのである。新體制への發足としての政黨解消の動因となつた三月十九日議會に於ける武藤軍務局長の所謂爆彈聲明中にも「近代戦の如き國力を擧げての戰争には軍としては米一粒の不足についても關心を有つ」とある。

以上によつて軍部に貫流する傳統精神は明瞭であると思ふ。然らば現代戰遂行必勝の途は軍の企畫施設に運營さるべきものでなくてはならない。即ち軍は積極的に乘出して之を誘導し、軍事目的達成のため能率的に編成しなければならぬ。隨つて全國民がその推進指導力を軍に求めて居るに關はらず、最近の政狀を見ると今日の最大急務たる戰爭必勝の要素たる高度國防國家建設の全域に亘る軍部中心主義が稍や移行し行きつつあるやの憾なしとしない。これはその間妄動政客の蠢動などの禍することもとよりであるが、又一面往時の如き（滿洲事變、支那事變初期）勇斷と責任遂行の氣魄の著るしき緩和を看取されるのである。今や全國民の視聽が新

體制の完成に集注されてゐる時、我々國民の忌憚なき希望をいふならば、此時この際こそ軍部は挺身全責任を負ふて高度國防國家建設を目的する新體制の推進力・中核としての大活動を希求し、現下新體制下に隠れたる種々なる不純を一掃し、眞箇全國民の念願する高度國防國家建設の一日も神速ならんことを期待するものである。

世上滔々として蛙鳴蟬騷の徒多く、挺身國難に當りうる實力は軍部以外になく、捨身奉公・忠道一徹は軍隊精神に最も強く發揮されて居る。軍部の積極的活動を望むは現狀坐視するに忍びざるが故である。敢てその奮起を熱望する所以である。

興亞資料研究所趣意書

興亞資料研究所ハ一個ノ文化團體トシテ世界新秩序ノ前提トシテノ興亞資料ノ研究ヲナスヲ以テ任務トス

興亞資料研究所究極ノ目標ハ萬邦ヲシテ其處ヲ得セシムル皇道ニ立脚シタル世界新秩序ノ確立ニアルガ、ソノ第一步トシテ東亞諸民族ノ協和興隆ヲ完成スルヲ以テ當面ノ任務トスル、皇道ヲ内容トシ日本精神ヲ彈丸トスル文化戰ニ於ケル必勝的智能作戰ノ完璧ヲ期スル、研究所ガ提倡スル内外革新ノ具體案ハ逐次ソノ必要ニ隨ヒ重點主義ヲ以テ天下ニ發表スル

興亞資料研究所綱領

一、本研究所ハ八紘一宇ノ皇道ニ基ク世界新秩序建設ノ中心タルベキ東亞諸民族興隆ノ具體的方策ノ研究ヲナス

二、本研究所ハ皇道ニ基キ思想、政治、社會ノ新建ヲ研究ス

三、本研究所ハ高度國防國家完成ノ爲メ内外一途ノ革新政策ヲ攻究ス

興亞資料研究所

409
548

昭和十五年十二月二十日印刷
昭和十五年十二月廿五日發行

定價三十錢

東京市麹町區麹町三ノ一二

著作並發行人

高杉京演

東京市神田區三崎町二ノ十一

印 刷 人

明 松 次 郎

東京市神田區三崎町二ノ十一

印 刷 所

アキラ活版所

東京市麹町區麹町三ノ一二

發行所 興亞資料研究所

電話九段(33)三五九四番
振替東京一二四八一番

